

○ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三三号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一節 通則（第一条―第十一条）</p> <p>第二節 独立行政法人評価委員会（第十二条―第十二条の七）</p> <p>第三節 設立（第十三条―第十七条）</p> <p>第二章 役員及び職員（第十八条―第二十六条）</p> <p>第三章 業務運営</p> <p>第一節 業務（第二十七条・第二十八条）</p> <p>第二節 中期目標等（第二十九条―第三十五条の二）</p> <p>第四章 財務及び会計（第三十六条―第五十条）</p> <p>第五章 人事管理</p> <p>第一節 特定独立行政法人（第五十一条―第六十条）</p> <p>第二節 非特定独立行政法人（第六十一条―第六十条）</p> <p>三章）</p> <p>第六章 雑則（第六十四条―第六十八条）</p> <p>第七章 罰則（第六十九条―第七十二条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一節 通則</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一節 通則（第一条―第十一条）</p> <p>第二節 独立行政法人評価委員会（第十二条）</p> <p>第三節 設立（第十三条―第十七条）</p> <p>第二章 役員及び職員（第十八条―第二十六条）</p> <p>第三章 業務運営</p> <p>第一節 業務（第二十七条・第二十八条）</p> <p>第二節 中期目標等（第二十九条―第三十五条）</p> <p>第四章 財務及び会計（第三十六条―第五十条）</p> <p>第五章 人事管理</p> <p>第一節 特定独立行政法人（第五十一条―第六十条）</p> <p>第二節 特定独立行政法人以外の独立行政法人（第六十一条―第六十三条）</p> <p>第六章 雑則（第六十四条―第六十八条）</p> <p>第七章 罰則（第六十九条―第七十二条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一節 通則</p>

第一条 (目的等) (略)

2 (略)

第二条 (定義) (略)

2 (略)

(目的等)

第一条 この法律は、独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる共通の事項を定め、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律（以下「個別法」という。）と相まって、独立行政法人制度の確立並びに独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。

2 各独立行政法人の組織、運営及び管理については、個別法に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

(定義)

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないものうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2 この法律において「特定独立行政法人」とは、独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められるものとして個別法で定めるものをいう。

<p>第三条 (業務の公共性、透明性及び自主性) (略)</p>	<p>第三条 (業務の公共性、透明性及び自主性)      第三条 独立行政法人は、その行う事務及び事業が国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることにかんがみ、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならぬ。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 独立行政法人は、この法律の定めるところによりその業務の内容を公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を国民に明らかにするよう努めなければならない。</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 この法律及び個別法の運用に当たっては、独立行政法人の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。</p>
<p>第四条 (名称) (略)</p>	<p>第四条 各独立行政法人の名称は、個別法で定める。</p>
<p>第五条 (目的) (略)</p>	<p>第五条 各独立行政法人の目的は、第二条第一項の目的の範囲内で、個別法で定める。</p>
<p>第六条 (法人格) (略)</p>	<p>第六条 独立行政法人は、法人とする。</p>
<p>第七条 (事務所) (略)</p>	<p>第七条 各独立行政法人は、主たる事務所を個別法で定める地に置く。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 独立行政法人は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。</p>

（財産的基礎等）  
第八条 （略）

2 （略）

3 独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の變化その他の事由により、その保有する重要な財産であつて主務省令（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。）で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなつたと認められる場合には、第四十六条の二又は第四十六条の三の規定により、当該財産（以下「不要財産」という。）を処分しなければならない。

（登記）  
第九条 （略）

2 （略）

（名称の使用制限）  
第十条 （略）

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

（財産的基礎）

第八条 独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。

2 政府は、その業務を確実に実施させるために必要があるとき、個別法で定めるところにより、各独立行政法人に出資することができる。

（登記）

第九条 独立行政法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）  
第十条 独立行政法人でない者は、その名称中に、独立行政法人という文字を用いてはならない。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第十一条 (略)

第二節 独立行政法人評価委員会

(独立行政法人評価委員会の設置及び所掌事務)  
第十二条 総務省に、独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

- 2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - 一 独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。
  - 二 その他法律によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(組織)

- 第十二条の二 評価委員会は、委員十八人以内で組織する。
- 2 評価委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
  - 3 評価委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第十一条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八条の規定は、独立行政法人について準用する。

第二節 独立行政法人評価委員会

(独立行政法人評価委員会)  
第十二条 独立行政法人の主務省（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省をいう。以下同じ。）に、その所管に係る独立行政法人に関する事務を処理させるため、独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

- 2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - 一 独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。
  - 二 その他この法律又は個別法によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、政令で定める。

第十二条の三 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

(委員の任期等)

第十二条の四 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(委員長)

第十二条の五 評価委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、評価委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(資料の提出その他の協力等)

第十二条の六 評価委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は独立行政法人の長(以下「法人の長」という。)若しくは監事に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 評価委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、独立行政法人の業務並びに資産及び債務の状況を調査し、又は委員、臨時委員若しくは専門委員若しくは評価委員会の事務に従事する者にこれを調査させることができる。

(政令への委任)

第十二条の七 この法律に規定するもののほか、評価委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

(法人の長及び監事となるべき者)

第十四条 主務大臣は、法人の長となるべき者及び監事となるべき者を指名する。

2 (略)

3 第二十条第一項の規定は第一項の法人の長となるべき者の指名について、同条第二項の規定は第一項の監事となるべき者の指名について準用する。

(役員)

第十八条 (略)

2 (略)

3 (略)

(法人の長及び監事となるべき者)

第十四条 主務大臣は、独立行政法人の長(以下「法人の長」という。)となるべき者及び監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された法人の長又は監事となるべき者は、独立行政法人の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ法人の長又は監事に任命されたものとする。

3 第二十条第一項の規定は、第一項の法人の長となるべき者の指名について準用する。

(役員)

第十八条 各独立行政法人に、個別法で定めるところにより、役員として、法人の長一人及び監事を置く。

2 各独立行政法人には、前項に規定する役員のほか、個別法で定めるところにより、他の役員を置くことができる。

3 各独立行政法人の法人の長の名称、前項に規定する役員の名称及び定数並びに監事の定数は、個別法で定

(役員)の職務及び権限  
第十九条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 監事は、独立行政法人の業務を監査する。この場合において、監事は、主務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

5 監事は、いつでも、役員(監事を除く。)及び職員に対して、事務及び事業の報告を求め、又は独立行政法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

6 監事は、その職務を行うため必要があるときは、独立行政法人の子法人(独立行政法人がその経営を支配している法人として総務省令で定めるものをいう。以下同じ。)に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

7 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

8 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、法人の長又は主務大臣に意見を提出することができる。

(法人の長等への報告義務)

める。

(役員)の職務及び権限  
第十九条 法人の長は、独立行政法人を代表し、その業務を総理する。

2 個別法で定める役員(法人の長を除く。)は、法人の長の定めるところにより、法人の長に事故があるときはその職務を代理し、法人の長が欠員のときはその職務を行う。

3 前条第二項の規定により置かれる役員は、職務及び権限は、個別法で定める。

4 監事は、独立行政法人の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、法人の長又は主務大臣に意見を提出することができる。

第十九条の二 監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又はこの法律、個別法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を法人の長（当該役員が法人の長である場合においては、主務大臣）に報告しなければならない。

（役員 の 任命）

第二十条 法人の長は、次に掲げる者のうちから、主務大臣が内閣の承認を得て任命する。

- 一 当該独立行政法人が行う事務及び事業に関して高度な知識及び経験を有する者
- 二 前号に掲げる者のほか、当該独立行政法人が行う事務及び事業を適正かつ効率的に運営することができる者

監事は、主務大臣が内閣の承認を得て任命する。

3 | 2

主務大臣は、前二項の規定による法人の長又は監事の任命を行うおとすときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該独立行政法人の第二十九条第一項に規定する中期目標の達成その他の当該独立行政法人における重要な課題を公示して候補者を募集するものとする。

- 一 独立行政法人の業務の実績を考慮して、現にその職にある者を再任しようとする場合
- 二 法人の長又は監事の職にあつた者が欠け、かつ、緊急に補欠を行う必要がある場合
- 三 前二号に掲げるもののほか、この項の規定による候補者の募集（以下この条において「公募」という。）を行うことが独立行政法人の事務及び事業の実

（役員 の 任命）

第二十条 法人の長は、次に掲げる者のうちから、主務大臣が任命する。

- 一 当該独立行政法人が行う事務及び事業に関して高度な知識及び経験を有する者
- 二 前号に掲げる者のほか、当該独立行政法人が行う事務及び事業を適正かつ効率的に運営することができる者

監事は、主務大臣が任命する。

2

- 4 | 施に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき特別の事情がある場合
- 5 | 前項の規定は、法人の長又は監事の候補者の推薦を求めるときを妨げない。
- 6 | 公募及び前項の推薦の求めに関し必要な事項は、政令で定める。
- 7 | 主務大臣は、第一項又は第二項の承認を得ようとする場合には、公募の結果（第三項各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該各号に該当すると認められる理由）、当該任命を行おうとする理由、当該任命を行おうとする際に考慮した第三十四条第二項に規定する評価結果その他承認を得るために必要と認める事項を記載した書面を内閣に提出しなければならない。
- 8 | 第十八条第二項の規定により置かれる役員は、第一項各号に掲げる者のうちから、法人の長が任命する。法人の長は、前項の規定により役員を任命したときは、遅滞なく、主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。
- 9 | (役員任期)  
第二十一条 役員（監事を除く。以下この項において同じ。）の任期は、個別法で定める。ただし、補欠の役員は、前任者の残任期間とする。
- 10 | 監事の任期は、その任命後四年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する第三十八条第一項に規定する財務諸表についての同項の承認の時までとする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。
- 11 | 役員は、再任されることができる。

- 12 | 3 | 第十八条第二項の規定により置かれる役員は、第一項各号に掲げる者のうちから、法人の長が任命する。
- 13 | 4 | 法人の長は、前項の規定により役員を任命したときは、遅滞なく、主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。
- 14 | (役員任期)  
第二十一条 役員（監事を除く。以下この項において同じ。）の任期は、個別法で定める。ただし、補欠の役員は、前任者の残任期間とする。
- 15 | 2 | 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)  
第二十二条 (略)

(役員の解任)  
第二十三条 (略)

2 主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 (略)

二 (略)  
3 (略)

4 (略)

(評価委員会による解任の勧告)

第二十三条の二 評価委員会は、第十二条の六第二項の規定による調査の結果又は第三十四条第二項に規定する評価結果に照らして必要があると認めるときは、主

(役員の欠格条項)  
第二十二条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

(役員の解任)

第二十三条 主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることのできない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 前項に規定するもののほか、主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員（監事を除く。）の職務の執行が適当でないため当該独立行政法人の業務の実績が悪化した場合であつて、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないと認めるときは、その役員を解任することができる。

4 法人の長は、前二項の規定によりその任命に係る役員を解任したときは、遅滞なく、主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

務大臣に対し、前条第二項又は第三項の規定による法人の長又は監事の解任を勧告することができる。

(代表権の制限)

第二十四条 (略)

(代理人の選任)

第二十五条 (略)

(職員の任命)

第二十六条 (略)

### 第三章 業務運営

#### 第一節 業務

(業務の範囲)

第二十七条 (略)

(業務方法書)

第二十八条 独立行政法人は、業務開始の際、業務方法

(代表権の制限)

第二十四条 独立行政法人と法人の長その他の代表権を有する役員との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が当該独立行政法人を代表する。

(代理人の選任)

第二十五条 法人の長その他の代表権を有する役員は、当該独立行政法人の代表権を有しない役員又は職員のうちから、当該独立行政法人の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第二十六条 独立行政法人の職員は、法人の長が任命する。

### 第三章 業務運営

#### 第一節 業務

(業務の範囲)

第二十七条 各独立行政法人の業務の範囲は、個別法で定める。

(業務方法書)

第二十八条 独立行政法人は、業務開始の際、業務方法

<p>書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p>	<p>2 前項の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。</p>	<p>一 業務の方法</p>	<p>二 役員（監事を除く。）の職務の執行がこの法律、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制</p>	<p>3 その他主務省令で定める事項 主務大臣は、第一項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を評価委員会に通知するものとする。</p>	<p>4 (略)</p>	<p>第二節 中期目標等</p>	<p>(中期目標) 第二十九条 (略)</p>	<p>2 (略)</p>	<p>一 (略)</p>	<p>二 (略)</p>	<p>三 (略)</p>
---	---	----------------	--	---	--------------	------------------	-----------------------------	--------------	--------------	--------------	--------------

<p>書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p>	<p>2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。）で定める。</p>	<p>3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。</p>	<p>4 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。</p>	<p>第二節 中期目標等</p>	<p>(中期目標) 第二十九条 主務大臣は、三年以上五年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。</p>	<p>2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。</p>	<p>一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）</p>	<p>二 業務運営の効率化に関する事項</p>	<p>三 国民に対して提供するサービスその他の業務の質</p>
---	--	--	--	------------------	---	---	---	-------------------------	---------------------------------

- 四 (略)
- 五 (略)
- 3 (略)

第三十条 (中期計画)  
(略)

- 2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 (略)
  - 二 (略)
  - 三 (略)
  - 四 (略)
  - 四の二 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
  - 五 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
  - 六 (略)
  - 七 (略)

- の向上に関する事項
- 四 財務内容の改善に関する事項
- 五 その他業務運営に関する重要事項
- 3 主務大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

第三十条 (中期計画)  
(略)

- 第三十条 独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。
- 2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
  - 二 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
  - 三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
  - 四 短期借入金 の 限度額
  - 五 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
  - 六 剰余金の使途
  - 七 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

3	主務大臣は、第一項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を評価委員会に通知するものとする。
4	(略)
5	(略)
第三十一条	(年度計画)
	(略)
2	(略)
第三十二条	(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等)
	独立行政法人は、毎事業年度の終了後、次に掲げる事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。
一	当該事業年度における業務の実績
二	評価を受けようとする事業年度についての次のイ

3	主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
4	主務大臣は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不相当となつたと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。
5	独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。
第三十一条	(年度計画)
	独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、主務省令で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画(次項において「年度計画」という。)を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
2	独立行政法人の最初の事業年度の年度計画については、前項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「その成立後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。
第三十二条	(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)
	独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。
2	前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調

又はロに掲げる区分に応じ、それぞれイ又はロに定める事項

イ ロに掲げる事業年度以外の事業年度 中期目標の期間の最初から当該事業年度末までの期間に係る中期計画の進捗状況（中期目標の期間の最後の事業年度にあつては、中期目標の期間における業務の実績）

ロ 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績

2| 独立行政法人は、前項の評価を受けようとするときは、総務省令で定めるところにより、同項第一号に掲げる事項及び同項第二号イ又はロに定める事項並びにこれらの事項についてそれぞれ自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を、評価委員会に提出しなければならない。

3| 独立行政法人は、遅滞なく、前項の報告書を公表しなければならない。

第三十三条 前条第二項の報告書の提出は、主務大臣を経由して行わなければならない。この場合において、主務大臣は、遅滞なく、当該報告書の内容を検討し、次の各号に掲げる事業年度の区分に応じ、当該各号に定める事項に関する意見を付して、評価委員会に送付するものとする。

一 前条第一項第二号イに掲げる事業年度 中期目標（中期目標の期間の最後の事業年度にあつては、次の中期目標）を達成するために必要な限度において、業務運営の改善に関し独立行政法人が当面講ずべ

査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3| 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該独立行政法人及び政令で定める審議会（以下「審議会」という。）に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

4| 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあつては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を公表しなければならない。

5| 審議会は、第三項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、当該評価委員会に対し、意見を述べることができる。

（中期目標に係る事業報告書）

第三十三条 独立行政法人は、中期目標の期間の終了後三月以内に、主務省令で定めるところにより、当該中期目標に係る事業報告書を主務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

き措置  
二 前条第一項第二号ロに掲げる事業年度 第三十五  
条の規定により、当該独立行政法人に関し講ずべき  
措置

第三十四条 評価委員会による第三十二条第一項の規定  
による評価は、同項第一号に掲げる事項及び同項第二  
号イ又はロに定める事項についてそれぞれ総合的な評  
定を付して、行わなければならない。

2 | 評価委員会は、遅滞なく、第三十二条第一項の規定  
による評価の結果（以下「評価結果」という。）を独  
立行政法人及び主務大臣に通知しなければならない。

3 | 評価委員会は、主務大臣に対し、前条各号に定める  
事項に関し、必要な勧告をすることができる。この場  
合において、同条第二号に定める事項に関しては、当  
該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃について  
必要な事項を示さなければならない。

4 | 評価委員会は、遅滞なく、評価結果及び前項の勧告  
の内容を内閣総理大臣に報告するとともに、公表しな  
ければならない。

第三十四条の二 主務大臣は、評価委員会が第三十二条  
第一項第二号イに掲げる事業年度に係る評価に際し、  
前条第三項の規定により第三十三条第一号に定める事  
項に関し勧告を行った場合には、独立行政法人に対し  
、当該事項に関し必要な指示をすることができる。

2 | 独立行政法人は、前項の指示に基づいてした措置に  
ついて、遅滞なく、主務大臣及び評価委員会に報告し  
なければならない。

（中期目標に係る業務の実績に関する評価）

第三十四条 独立行政法人は、主務省令で定めるところ  
により、中期目標の期間における業務の実績について  
、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 | 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目  
標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれ  
らの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期  
間における業務の実績の全体について総合的な評定を  
して、行わなければならない。

3 | 第三十二条第三項から第五項までの規定は、第一項  
の評価について準用する。



(企業会計原則)  
第三十七条 (略)

(財務諸表等)  
第三十八条 (略)

- 2 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監査報告(次条第一項の規定により会計監査人の監査を受けなければならぬ)独立行政法人にあっては、監査報告及び会計監査報告。以下同じ。)を添付しなければならない。
- 3 主務大臣は、第一項の規定により財務諸表を承認したときは、遅滞なく、その旨を評価委員会に通知するものとする。
- 4 独立行政法人は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書及び監査報告を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならぬ。

立行政法人にあっては、その年の三月三十一日)に終わるものとする。

(企業会計原則)  
第三十七条 独立行政法人の会計は、主務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

(財務諸表等)

- 第三十八条 独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見(次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならぬ)独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。以下同じ。)を付けなければならない。
- 3 主務大臣は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 独立行政法人は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供

い。

5 独立行政法人は、第一項の附属明細書その他主務省令で定める書類については、前項の規定による公告に代えて、次に掲げる方法のいずれかにより公告することができる。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 電子公告（公告方法のうち、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものにより不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて総務省令で定めるものをとる方法をいう。次項において同じ。）

6 独立行政法人が前項の規定により電子公告による公告をする場合には、第四項の主務省令で定める期間、継続して当該公告をしなければならない。

（会計監査人の監査）

第三十九条 独立行政法人（その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。以下この条において同じ。）は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。この場合において、会計監査人は、主務省令で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は役員（監事を除く。）及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作

しなければならない。

（会計監査人の監査）

第三十九条 独立行政法人（その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。以下この条において同じ。）は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

成されているときは、当該書面	<p>二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして総務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を総務省令で定める方法により表示したものの</p>	<p>3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、独立行政法人の子法人に対して会計に関する報告を求め、又は独立行政法人若しくはその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p>	<p>4 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。</p>	<p>5 会計監査人は、その職務を行うに当たっては、次のいずれかに該当する者を使用してはならない。</p> <p>一 第四十一条第三項第一号又は第二号に掲げる者</p> <p>二 第四十条の規定により自己が会計監査人に選任されている独立行政法人又はその子法人の役員又は職員</p>	<p>三 第四十条の規定により自己が会計監査人に選任されている独立行政法人又はその子法人から公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第四十一条第一項及び第三項第二号において同じ。）又は監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者</p>	（監事に対する報告）

第三十九条の二 会計監査人は、その職務を行うに際して役員（監事を除く。）の職務の執行に関し不正の行為又はこの法律、個別法若しくは他の法令に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監事に報告しなければならない。

2 監事は、その職務を行うため必要があると認めるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができる。

（会計監査人の選任）

第四十条 （略）

（会計監査人の資格等）

第四十一条 会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならない。

2 会計監査人に選任された監査法人は、その社員のうちから会計監査人の職務を行うべき者を選定し、これを独立行政法人に通知しなければならない。この場合において、次項第二号に掲げる者を選定することはできない。

3 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。

一 公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者

二 独立行政法人の子法人若しくはその役員から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者

三 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者

（会計監査人の選任）

第四十条 会計監査人は、主務大臣が選任する。

（会計監査人の資格）

第四十一条 会計監査人は、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人でなければならない。

2 公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者は、会計監査人となることができない。

であるもの

(会計監査人の任期)  
第四十二条 (略)

(会計監査人の解任)

第四十三条 主務大臣は、会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、その会計監査人を解任することができる。

- 一 (略)
- 二 (略)
- 三 (略)

(利益及び損失の処理)  
第四十四条 (略)

2 (略)

3 (略)

(会計監査人の任期)  
第四十二条 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表についての主務大臣の第三十八条第一項の承認の時までとする。

(会計監査人の解任)

第四十三条 主務大臣は、会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、その会計監査人を解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- 二 会計監査人たるにふさわしくない非行があったとき。
- 三 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(利益及び損失の処理)

第四十四条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

2 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 独立行政法人は、第一項に規定する残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は

4  (略)	3 (略)	2 (略)	第四十五条 (借入金等) (略)	4  (略)	
5  除くほか、長期借入金及び債券発行をすることができない。	4  規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。	3 、一年以内に償還しなければならない。	2 償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。	5  法で定める。	4  は一部を第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。）の同条第二項第六号の剰余金の使途に充てることができる。

（財源措置）  
第四十六条 （略）

（不要財産に係る国庫納付等）

第四十六条の二 独立行政法人は、不要財産であつて、政府からの出資又は支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係るもの（以下この条において「政府出資等に係る不要財産」という。）については、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付するものとする。ただし、中期計画において第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて当該政府出資等に係る不要財産を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

2 独立行政法人は、前項の規定による政府出資等に係る不要財産（金銭を除く。以下この項及び次項において同じ。）の国庫への納付に代えて、主務大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産を譲渡し、当該政府出資等に係る不要財産の譲渡により生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額（次項において「簿価超過額」という。）がある場合には、その額を除く。）の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付することができる。ただし、中期計画において第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて当該金額を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要し

（財源措置）  
第四十六条 政府は、予算の範囲内において、独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

ない。

3 独立行政法人は、前項の場合において、政府出資等に係る不要財産の譲渡により生じた簿価超過額があるときは、遅滞なく、これを国庫に納付するものとする。ただし、その全部又は一部の金額について国庫に納付をしないことについて主務大臣の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

4 独立行政法人が第一項又は第二項の規定による国庫への納付をした場合において、当該納付に係る政府出資等に係る不要財産が政府からの出資に係るものであるときは、当該独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る政府出資等に係る不要財産に係る部分として主務大臣が定める金額については、当該独立行政法人に対する政府からの出資はなかつたものとし、当該独立行政法人は、その額により資本金を減少するものとする。

5 前各項に定めるもののほか、政府出資等に係る不要財産の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(不要財産に係る民間等出資の払戻し)

第四十六条の三 独立行政法人は、不要財産であつて、政府以外の者からの出資に係るもの（以下この条において「民間等出資に係る不要財産」という。）については、主務大臣の認可を受けて、当該民間等出資に係る不要財産に係る出資者（以下この条において単に「出資者」という。）に対し、主務省令で定めるところにより、当該民間等出資に係る不要財産に係る出資額として主務大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨を催告しなければならない。

らない。ただし、中期計画において第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて払戻しの請求をすることができる旨を催告するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

2 | 出資者は、独立行政法人に対し、前項の規定による催告を受けた日から起算して一月を経過する日までの間に限り、同項の払戻しの請求をすることができる。

3 | 独立行政法人は、前項の規定による請求があつたときは、遅滞なく、当該請求に係る民間等出資に係る不要財産又は当該不要財産（金銭を除く。）の譲渡により生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額により、同項の規定により払戻しを請求された持分（当該算定した金額が当該持分の額に満たない場合にあつては、当該持分のうち主務大臣が定める額の持分）を、当該請求をした出資者に払い戻すものとする。

4 | 独立行政法人が前項の規定による払戻しをしたときは、当該独立行政法人の資本金のうち当該払戻しをした持分の額については、当該独立行政法人に対する出資者からの出資はなかつたものとし、当該独立行政法人は、その額により資本金を減少するものとする。

5 | 出資者が第二項の規定による払戻しの請求をしなかつたとき、又は同項の規定による民間等出資に係る不要財産に係る持分の一部の払戻しの請求をしたときは、独立行政法人は、払戻しの請求がされなかつた持分については、払戻しをしないものとする。

（余裕金の運用）  
第四十七条（略）

（余裕金の運用）  
第四十七条 独立行政法人は、次の方法による場合を除

一 (略)

二 (略)  
三 (略)

(財産の処分等の制限)

第四十八条 独立行政法人は、不要財産以外の重要な財産であつて主務省令で定めるものを譲渡し、又は担保に供しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。ただし、中期計画において第三十条第二項第五号の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて当該重要な財産を譲渡し、又は担保に供するときは、この限りでない。

(会計規程)

第四十九条 (略)

(主務省令への委任)  
第五十条 (略)

くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。  
一 国債、地方債、政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)  
その他主務大臣の指定する有価証券の取得  
二 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金  
三 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第四十八条 独立行政法人は、主務省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、中期計画において第三十条第二項第五号の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて当該重要な財産を譲渡し、又は担保に供するときは、この限りでない。

2 | 主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

(会計規程)

第四十九条 独立行政法人は、業務開始の際、会計に関する事項について規程を定め、これを主務大臣に届け出なければならぬ。これを変更したときも、同様とする。

(主務省令への委任)  
第五十条 この法律及びこれに基づく政令に規定するも

第五章 人事管理

第一節 特定独立行政法人

(役員及び職員)の身分)

第五十一条 (略)

(役員)の報酬等)

第五十二条 (略)

2 (略)

3 (略)

(評価委員会の意見の申出)  
第五十三条 (略)

2 (略)

ののほか、独立行政法人の財務及び会計に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第五章 人事管理

第一節 特定独立行政法人

(役員及び職員)の身分)

第五十一条 特定独立行政法人の役員及び職員は、国家公務員とする。

(役員)の報酬等)

第五十二条 特定独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当(以下「報酬等」という。)は、その役員が業績が考慮されるものでなければならぬ。

2 特定独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員報酬等、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人員費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第五十三条 主務大臣は、前条第二項の規定による届出があつたときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたとき

(役員の服務)  
第五十四条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 (略)

(役員の退職管理)  
第五十四条の二 (略)

は、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、主務大臣に対し、意見を申し出ることができる。

(役員の服務)

第五十四条 特定独立行政法人の役員（以下この条から第五十六条まで及び第六十九条において単に「役員」という。）は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 前項の規定は、次条第一項において準用する国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第十八条の四及び次条第六項の規定により権限の委任を受けた再就職等監視委員会で扱われる調査の際に求められる情報に關しては、適用しない。

3 役員は、前項の調査に際して再就職等監視委員会から陳述し、又は証言することを求められた場合には、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

4 役員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

5 役員（非常勤の者を除く。次条において同じ。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

(役員の退職管理)

第五十四条の二 国家公務員法第十八条の二第一項、第十八条の三第一項、第十八条の四、第十八条の五第一項、第十八条の六、第一百六条の二（第二項第三号を除く。）、第一百六条の三、第一百六条の四及び第一百六条の

十六から第六百六条の二十七までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）、「同法第九条（第十四号から第十八号までに係る部分に限る。）並びに第一百十二条の規定は、役員又は役員であつた者について準用する。この場合において、同法第十八条の二第一項中「標準職務遂行能力及び採用昇任等基本方針に関する事務並びに職員の人事評価（任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）」、能率、厚生、服務、退職管理等に関する事務（第三条第二項の規定により人事院の所掌に属するものを除く。）とあるのは「役員」の退職管理に関する事務」と、「同法第十八条の三第一項及び第六百六条の十六中「第六百六条の二から第六百六条の四まで」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第六百六条の二から第六百六条の四まで」と、「同法第六百六条の二第二項及び第四項、第六百六条の三第二項並びに第六百六条の四第二項中「前項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前項」と、「同法第六百六条の二第二項第二号及び第四項、第六百六条の三第二項第一号、第六百六条の四第一項並びに第六百六条の二十三第一項中「退職手当通算予定職員」とあるのは「退職手当通算予定役員」と、「同法第六百六条の二第二項第二号中「独立行政法人通則法第五十四条の二第二項において読み替えて準用する第四項に規定する退職手当通算予定役員を同条第一項において準用する次項」とあるのは「第四項に規定する退職手当通算予定職員を次項」と、「同条第三項及び同法第六百六条の二十四第二項中「前項第二号」とあるのは「独

立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前項第二号」と、同法第六条の二第四項中「第二項第二号」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第二項第二号」と、「選考による採用」とあるのは「任命」と、同法第六条の三第二項第一号中「前条第四項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前条第四項」と、同法第六条の四第三項中「前二項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第二項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前三項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第二項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十五項中「前各項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四條の二第一項において準用する前三項」と、同法第五十四條の二第一項において準用する前各項」と、同法第六條の五」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四條の二第一項において準用する第六條の十六」と、同法第六條の二十三第三項中「当該届出を行った職員が管理又は監督の地位にある職員の官職として政令で定めるものに就いている職員（以下「管理職員」という。）である場合には、速やかに」とあるのは「速やかに」と、同法第六條の二十四中「前条第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前条第一項」と、同法第九條第十八号中「第十四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼（独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第十四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼（第十四号から前号まで）」と、同法第一百十二條第一号中

---

6 5 4 3 2  
(略) (略) (略) (略) (略)

---

6 内閣総理大臣は、第二項及び第三項の規定による権限を再就職等監視委員会に委任する。

5 第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項において準用する国家公務員法第十八条の三第一項の調査に關し必要があると認めるときは、当該調査の対象である役員若しくは役員であつた者に出頭を求めて質問し、又は当該役員の勤務する場所（役員として勤務していた場所を含む。）に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査し、若しくは関係人に質問することができる。

2 内閣総理大臣は、前項において準用する国家公務員法第十八条の三第一項の調査に關し必要があるときは、証人を喚問し、又は調査すべき事項に關係があると認められる書類若しくはその写しの提出を求めることができる。

「第六六条の二第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第六六条の二第一項」と、同法第一百三十一条中「第六六条の四第一項から第四項まで」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第六六条の四第一項から第四項まで」と、同条第二号中「第六六条の二十四第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第六六条の二十四第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(役員)の災害補償)  
第五十五条 (略)

(役員に係る労働者災害補償保険法の適用除外)  
第五十六条 (略)

(職員)の給与)  
第五十七条 (略)

2 (略)

3 (略)

(職員)の勤務時間等)  
第五十八条 (略)

(役員)の災害補償)  
第五十五条 役員が公務上の災害又は通勤による災害に  
対する補償及び公務上の災害又は通勤による災害を受  
けた役員に対する福祉事業については、特定独立行政  
法人の職員の例による。

(役員に係る労働者災害補償保険法の適用除外)  
第五十六条 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律  
第五十号)の規定は、役員には適用しない。

(職員)の給与)

第五十七条 特定独立行政法人の職員の給与は、その職  
務の内容と責任に応ずるものであり、かつ、職員が発  
揮した能率が考慮されるものでなければならない。

2 特定独立行政法人は、その職員の給与の支給の基準  
を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表し  
なければならない。これを変更したときも、同様とす  
る。

3 前項の給与の支給の基準は、一般職の職員の給与に  
関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の適用を  
受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、  
当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の第  
三十条第二項第三号の件費の見積りその他の事情を  
考慮して定められなければならない。

(職員)の勤務時間等)

第五十八条 特定独立行政法人は、その職員の勤務時間  
、休憩、休日及び休暇について規程を定め、これを主  
務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。  
これを変更したときも、同様とする。

2 (略)

(職員に係る他の法律の適用除外等)  
第五十九条 (略)

一 (略)  
二 (略)

三 (略)

四 (略)  
五 (略)  
六 (略)

七 (略)

八 (略)

九 (略)

2 前項の規程は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）の適用を受ける国家公務員の勤務条件その他の事情を考慮したものでなければならぬ。

(職員に係る他の法律の適用除外等)

第五十九条 次に掲げる法律の規定は、特定独立行政法人の職員（以下この条において単に「職員」という。）には適用しない。

一 労働者災害補償保険法の規定

二 国家公務員法第十八条、第二十八条（第一項前段を除く。）、第六十二条から第七十条まで、第七十条の三第二項及び第七十条の四第二項、第七十五条第二項並びに第六六条の規定

三 国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）の規定

四 一般職の職員の給与に関する法律の規定

五 削除

六 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第五条第二項、第八条、第九条、第十六条から第十九条まで及び第二十四条から第二十六条までの規定

七 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の規定

八 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百五号）第七条から第九条までの規定

九 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第五条第二項及び第七条の規定

2 職員に関する国家公務員法の適用については、同法第二条第六項中「政府」とあるのは「独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）」と、同条第七項中「政府又はその機関」とあるのは「特定独立行政法人」と、同法第三十四条第一項第五号中「内閣総理大臣」とあるのは「特定独立行政法人」と、同条第二項中「政令で定める」とあるのは「特定独立行政法人が定めて公表する」と、同法第六十条第一項中「場合には、人事院の承認を得て」とあるのは「場合には」と、「により人事院の承認を得て」とあるのは「により」と、同法第七十条の三第一項中「その所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、同法第七十条の四第一項中「所轄庁の長」とあるのは「職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、同法第七十八条第四号中「官制」とあるのは「組織」と、同法第八十条第四項中「給与に関する法律」とあるのは「独立行政法人通則法第五十七条第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第八十一条第二項各号中「人事院規則で」とあるのは「特定独立行政法人の長が」と、同法第八十一条の三第二項中「ときは、人事院の承認を得て」とあるのは「ときは」と、同法第百条第二項中「、所轄庁の長」とあるのは「、当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、「の所轄庁の長」とあるのは「の属する特定独立行政法人の長」と、同法第百一条第一項中「政府」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人」と、同条第二項中「官庁」とあるのは「特定独立行政法人」と、同法第百三条第二項中「所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、同法第

(略)

(略)

百四条中「内閣総理大臣及びその職員の所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」とする。

3 職員に関する国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百十七号）第五条及び第六条第三項の規定の適用については、同法第五条第一項中「俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の百以内」とあるのは「給与」と、同条第二項中「人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける職員である場合にあつては、同法第三条第一項に規定する準則）」とあるのは「独立行政法人通則法第五十七条第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第六条第三項中「国は」とあるのは「独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人は」とする。

4 職員に関する国家公務員の育児休業等に関する法律第十二条第一項、第十五条及び第二十二條の規定の適用については、同法第十二条第一項中「次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態（勤務時間法第七条第一項の規定の適用を受ける職員にあつては、第五号に掲げる勤務の形態）」とあるのは「当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に二分の一を乗じて得た時間から当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に八分の五を乗じて得た時間までの範囲内の時間となるように独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の長が定める勤務の形態」と、同法第十五条中「二十時間」とあるのは「育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の一週

(略)

(略)

(国会への報告等)

間当たりの通常の勤務時間に二分の一を乗じて得た時間」と、同法第二十二条中「第十五条から前条まで」とあるのは「第十五条及び前二条」とする。

5 職員に関する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十二条第三項第四号及び第三十九条第七項の規定の適用については、同法第十二条第三項第四号中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第三条第一項」と、同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第二号」と、同法第三十九条第七項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第二号」とする。

6 職員に関する船員法（昭和二十二年法律第百号）第七十四条第四項の規定の適用については、同項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第二号」とする。

(国会への報告等)

第六十条 (略)

2 (略)

3 (略)

第二節 非特定独立行政法人

(役員の兼職禁止)

第六十一条 特定独立行政法人以外の独立行政法人(以下この節において「非特定独立行政法人」という。)の役員(非常勤の者を除く。)は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(他の非特定独法役職員についての依頼等の規制)

第六十一条の二 非特定独立行政法人の役員又は職員(非常勤の者を除く。以下「非特定独法役職員」という

第六十条 特定独立行政法人は、政令で定めるところにより、毎事業年度、常時勤務に服することを要するその職員(国家公務員法第七十九条又は第八十二条の規定による休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるものを含む。次項において「常勤職員」という。)の数を主務大臣に報告しなければならない。

2 政府は、毎年、国会に対し、特定独立行政法人の常勤職員の数を報告しなければならない。

3 特定独立行政法人は、国家公務員法第三章第八節及び第四章(第五十四条の二第一項において準用する場合を含む。)の規定を施行するために必要な事項として内閣総理大臣が定める事項を、内閣総理大臣が定める日までに、内閣総理大臣に届け出なければならない。

第二節 特定独立行政法人以外の独立行政法人

(役員の兼職禁止)

第六十一条 特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員(非常勤の者を除く。)は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

- 。は、密接関係法人等に対し、当該非特定独立行政法人の他の非特定独法役職員をその離職後に、若しくは当該非特定独立行政法人の他の非特定独法役職員であつた者を、当該密接関係法人等の地位に就かせることを目的として、当該他の非特定独法役職員若しくは当該他の非特定独法役職員であつた者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該他の非特定独法役職員をその離職後に、若しくは当該他の非特定独法役職員であつた者を、当該密接関係法人等の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼してはならない。
- 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
- 一 基礎研究、福祉に関する業務その他の円滑な再就職に特に配慮を要する業務として政令で定めるものに従事している他の非特定独法役職員又は従事していた他の非特定独法役職員を密接関係法人等の地位に就かせることを目的として行う場合
  - 二 非特定独立行政法人の組織の意思決定の権限を實質的に有しない地位として主務大臣が指定したもので外に就いたことがない他の非特定独法役職員を密接関係法人等の地位に就かせることを目的として行う場合
  - 三 退職手当通算予定役職員を退職手当通算法人等の地位に就かせることを目的として行う場合
  - 四 大学その他の教育研究機関の研究者であつた者であつて任期（五年以内に限る。）を定めて専ら研究に従事する職員として採用された他の非特定独法役職員を密接関係法人等の地位に就かせることを目的として行う場合
  - 五 第三十五条の規定による措置であつて政令で定め

<p>3   前二項の「密接関係法人等」とは、営利企業等（営利企業及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、特定独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人を除く。）をいう。以下同じ。）のうち、資本関係、取引関係等において当該非特定独立行政法人と密接な関係を有するものとして政令で定めるものをいう。</p>	<p>4   第二項第三号の「退職手当通算法人等」とは、営利企業等でその業務が非特定独立行政法人の事務又は事業と密接な関係を有するもののうち主務省令で定めるもの（退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、非特定独法役職員が当該非特定独立行政法人の長の要請に応じ、引き続き当該営利企業等の役員又は当該営利企業等に使用される者となつた場合に、非特定独法役職員としての勤続期間を当該営利企業等の役員又は当該営利企業等に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている営利企業等に限る。）をいう。</p>	<p>5   第二項第三号の「退職手当通算予定役職員」とは、非特定独立行政法人の長の要請に応じ、引き続き退職手当通算法人等（前項に規定する退職手当通算法人等をいう。以下同じ。）の役員又は退職手当通算法人</p>
--	--	---

等に使用される者となるため退職することとなる非特定独法役職員であつて、当該退職手当通算法人等に在職した後、特別の事情がない限り引き続いて採用が予定されている者のうち政令で定めるものをいう。

6 第一項の規定によるもののほか、非特定独立行政法人の役員又は職員は、この法律、個別法若しくは他の法令若しくは当該非特定独立行政法人が定める業務方法書若しくは第四十九条に規定する規程その他の規則に違反する職務上の行為（以下「法令等違反行為」という。）をすること若しくはしたこと又は当該非特定独立行政法人の他の役員若しくは職員に法令等違反行為をさせること若しくはさせたことに関し、営利企業等に対し、当該非特定独立行政法人の他の役員若しくは職員をその離職後に、又は当該非特定独立行政法人の他の役員若しくは職員であつた者を、当該営利企業等の地位に就かせることを要求し、又は依頼してはならない。

（法令等違反行為に関する在職中の求職の規制）

第六十一条の三 非特定独立行政法人の役員又は職員は、法令等違反行為をすること若しくはしたこと又は当該非特定独立行政法人の他の役員若しくは職員に法令等違反行為をさせること若しくはさせたことに関し、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等の地位に就くことを要求し、又は約束してはならない。

（再就職者による法令等違反行為の依頼等の届出）

第六十一条の四 非特定独立行政法人の役員又は職員は、次に掲げる要求又は依頼を受けたときは、政令で定めるところにより、当該非特定独立行政法人の長にそ

の旨を届け出なければならぬ。

一 非特定独法役員であつた者であつて離職後に営利企業等の地位に就いている者（以下この条において「再就職者」という。）が、離職後二年を経過するまでの間に、離職前五年間に在職していた当該非特定独立行政法人の内部組織として主務省令で定めるものに属する役員又は職員に対して行う、当該非特定独立行政法人と当該営利企業等との間で締結される売買、賃借、請負その他の契約又は当該営利企業等に対して行われる行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第二号に規定する処分に関する事務（当該非特定独立行政法人の業務に係るものに限る。次号において「契約等事務」という。）であつて離職前五年間の職務に属するものに関する法令等違反行為の要求又は依頼

二 再就職者のうち、当該非特定独立行政法人の役員又は管理若しくは監督の地位として主務省令で定めるものに就いていた者が、離職後二年を経過するまでの間に、当該非特定独立行政法人の役員又は職員に対して行う、契約等事務に関する法令等違反行為の要求又は依頼

三 再就職者が行う、当該非特定独立行政法人と営利企業等（当該再就職者が現にその地位に就いているものに限る。）との間の契約であつて当該非特定独立行政法人においてその締結について自らが決定したものは当該非特定独立行政法人による当該営利企業等に対する行政手続法第二条第二号に規定する処分であつて自らが決定したものに關する法令等違反行為の要求又は依頼

(非特定独立行政法人の長への届出)

第六十一条の五 非特定独法役職員(退職手当通算予定役職員を除く。)は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、速やかに、政令で定めるところにより、非特定独立行政法人の長に政令で定める事項を届け出なければならない。

2 前項の届出を受けた当該非特定独立行政法人の長は、当該非特定独立行政法人の業務の公正性を確保する観点から、当該届出を行った非特定独法役職員の職務が適正に行われるように、人事管理上の措置を講ずる等適切な配慮をするものとする。

(非特定独立行政法人の長がとるべき措置等)

第六十一条の六 非特定独立行政法人の長は、当該非特定独立行政法人の役員又は職員が第六十一条の二から前条までの規定に違反する行為をしたと認めるときは、当該役員又は職員に対する監督上の措置及び当該非特定独立行政法人における当該規定の遵守を確保するため必要な措置を講じなければならない。

2 第六十一条の四の届出を受けた非特定独立行政法人の長は、当該届出に係る要求又は依頼の事実があること認めるときは、当該要求又は依頼に係る法令等違反行為を確実に抑止するために必要な措置を講じなければならない。

3 非特定独立行政法人の長は、毎年度、第六十一条の四の届出及び前二項の措置の内容を取りまとめ、政令で定めるところにより、主務大臣に報告しなければならない。

(政令への委任)

第六十一条の七 第六十一条の二から前条までの規定の実施に関し必要な手続は、政令で定める。

(準用)

第六十二条 第五十二条及び第五十三条の規定は、非特定独立行政法人の役員報酬等について準用する。この場合において、第五十二条第三項中「実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

(職員の給与等)

第六十三条 非特定独立行政法人の職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない。

2 非特定独立行政法人は、その職員の給与及び退職手当の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の給与及び退職手当の支給の基準は、当該非特定独立行政法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定められなければならない。

## 第六章 雑則

(報告及び検査)

第六十四条 (略)

(準用)

第六十二条 第五十二条及び第五十三条の規定は、特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員報酬等について準用する。この場合において、第五十二条第三項中「実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

(職員の給与等)

第六十三条 特定独立行政法人以外の独立行政法人の職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない。

2 特定独立行政法人以外の独立行政法人は、その職員の給与及び退職手当の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の給与及び退職手当の支給の基準は、当該独立行政法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定められなければならない。

## 第六章 雑則

(報告及び検査)

第六十四条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、独立行政法人に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又は

2  
(略)

3  
(略)

(違法行為等の是正)

第六十五条 主務大臣は、独立行政法人又はその役員若しくは職員が、不正の行為若しくはこの法律、個別法令若しくは他の法令に違反する行為をし、又は当該行為をするおそれがあると認めるときは、当該独立行政法人に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

2  
(略)

(解散)  
第六十六条 (略)

(財務大臣との協議)  
第六十七条 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。  
一 (略)

その職員に、独立行政法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(違法行為等の是正)

第六十五条 主務大臣は、独立行政法人又はその役員若しくは職員の行為がこの法律、個別法令若しくは他の法令に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該独立行政法人に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 独立行政法人は、前項の規定による主務大臣の求めがあつたときは、速やかに当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を主務大臣に報告しなければならない。

(解散)  
第六十六条 独立行政法人の解散については、別に法律で定める。

(財務大臣との協議)  
第六十七条 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。  
一 第二十九条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。

二 第三十条第一項、第四十五条第一項ただし書若しくは第二項ただし書又は第四十八条の規定による認可をしようとするとき。

三 (略)

三の二 第四十六条の二第一項、第二項若しくは第三項ただし書又は第四十六条の三第一項の規定による認可をしようとするとき。

四 (略)

(主務大臣及び主務省令)

第六十八条 この法律における主務大臣及び主務省令は、個別法で定める。

#### 第七章 罰則

第六十九条 (略)

一 (略)

二 (略)

三 (略)

四 (略)

二 第三十条第一項、第四十五条第一項ただし書若しくは第二項ただし書又は第四十八条第一項の規定による認可をしようとするとき。

三 第四十四条第三項の規定による承認をしようとするとき。

四 第四十七条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

(主務大臣等)

第六十八条 この法律における主務大臣、主務省及び主務省令は、個別法で定める。

#### 第七章 罰則

第六十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。次の各号に規定する行為を企て、命じ、故意にこれを容認し、唆し、又はその幫助をした者も、同様とする。

一 正当な理由がないのに第五十四条第三項の規定に違反して陳述し、又は証言することを拒んだ者

二 第五十四条の二第二項の規定により証人として喚問を受け虚偽の陳述をした者

三 第五十四条の二第二項の規定により証人として喚問を受け正当な理由がないのにこれに応じず、又は同項の規定により書類若しくはその写しの提出を求められ正当な理由がないのにこれに応じなかった者

四 第五十四条の二第二項の規定により書類又はその

五 (略)

第六十九条の二 (略)

第七十条 (略)

第七十一条 (略)

一 (略)

二 (略)

三 (略)

写しの提出を求められ、虚偽の事項を記載した書類又は写しを提出した者

五 第五十四条の二第三項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者（同条第一項において準用する国家公務員法第十八条の三第一項の調査の対象である役員又は役員であつた者を除く。）

第六十九条の二 第五十四条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十条 第六十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした独立行政法人の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした独立行政法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 この法律の規定により主務大臣又は内閣総理大臣に届出をしなければならぬ場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 この法律の規定により公表をしなければならぬ場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 (略)

五 (略)

六 第三十二条第二項の規定による報告書の提出をせず、又は報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして報告書を提出したとき。

七 第三十八条第四項の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書又は監査報告を備え置かず、又は閲覧に供しなかつたとき。

八 (略)

九 第三十四条の二第二項、第六十条第一項、第六十一条の六第三項又は第六十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第七十二条 (略)

附 則

(施行期日)

第一条 (略)

第二条 (名称の使用制限に関する経過措置)  
(略)

四 第九条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

五 第三十条第四項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

六 第三十三条の規定による事業報告書の提出をせず、又は事業報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして事業報告書を提出したとき。

七 第三十八条第四項の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書若しくは監事の意見を記載した書面を備え置かず、又は閲覧に供しなかつたとき。

八 第四十七条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

九 第六十条第一項又は第六十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第七十二条 第十条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

第二条 (名称の使用制限に関する経過措置)  
この法律の施行の際現にその名称中に独立行政法人という文字を用いている者については、第十条の

（政令への委任）  
第三条 （略）

（国の無利子貸付け等）  
第四条 国は、当分の間、独立行政法人に対し、その施設

の整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。この場合において、第四十五条第四項の規定は、適用しない。

2 （略）

3 （略）

4 （略）

5 （略）

規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（政令への委任）  
第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（国の無利子貸付け等）  
第四条 国は、当分の間、独立行政法人に対し、その施設

の整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。この場合において、第四十五条第五項の規定は、適用しない。

2 前項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

4 国は、第一項の規定により独立行政法人に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である施設の整備について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

5 独立行政法人が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第八条及び第三十条第二項の改正規定、第四十六条の次に二条を加える改正規定、第四十八条第一項及び第六十七条の改正規定並びに附則第五条、第七條、第八条及び第十条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
- 二 目次の改正規定（「特定独立行政法人以外の独立行政法人」を「非特定独立行政法人」に改める部分に限る。）、「第十四条第三項及び第十九条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第二十条、第二十一条、第二十八条第二項並びに第三十八条第二項及び第四項の改正規定、同条に二項を加える改正規定、第三十九条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第四十一条及び第四十三条の改正規定、「第二節 特定独立行政法人以外の独立行政法人」を「第二節 非特定独立行政法人」に改める改正規定、第六十一条の改正規定、同条の次に六条を加える改正規定、第六十二条、第六十三条、第六十五条第一項及び第七十一条第七号の改正規定並びに同条第九号の改正規定（「第六十条第一項」を「第三十四条の二第二項、第六十条第一項」に改める部分を除く。）並びに次条から附則第四条まで及び

定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

附則第九条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の独立行政法人通則法（以下「新法」という。）第十九条第四項から第七項まで、第十九条の二、第三十九条第一項から第四項まで及び第三十九条の二の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）前に生じた事項にも適用する。

第三条 独立行政法人の役員の任命を行おうとする場合における新法第二十条第六項の規定の適用については、同項中「第三十四条第二項に規定する評価結果」とあるのは、第二号施行日からこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間においては「第三十二条第一項及び第三十四条第一項の規定による評価の結果」と、施行日から当該独立行政法人に係る新法第三十四条第二項の規定による評価結果の最初の通知を受ける日の前日までの間においては「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十年法律第三号）による改正前の第三十二条第一項及び第三十四条第一項の規定による評価の結果」とする。

第四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に監事である者の任期については、新法第二十一条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第五条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現にこの法律による改正前の独立行政法人通則法（以下「旧法」という。）第三十条第一項の規定による認可を受けている中期計画については、新法第三十条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第六条 新法第三十二条第一項の規定は、施行日の属す

る事業年度の直前の事業年度以後の事業年度に係る評価について適用する。

第七条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（以下「第一号施行日」という。）前に独立行政法人が行った財産の譲渡であつて、第一号施行日において新法第四十六条の二第一項に規定する政府出資等に係る不要財産（金銭を除く。）の譲渡に相当するものとして主務大臣が定めるものは、第一号施行日において同条第二項の規定による政府出資等に係る不要財産の譲渡とみなして、同条第五項までの規定を適用する。この場合において、同条第二項中「納付することができる」とあるのは、「納付するものとする」とする。

第八条 第一号施行日から施行日の前日までの間においては、主務大臣は、新法第四十六条の二第一項、第二項若しくは第三項ただし書（同条第二項又は第三項ただし書の規定を前条において適用する場合を含む。）又は第四十六条の三第一項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、旧法第十二条第一項に規定する評価委員会の意見を聴かなければならない。

（罰則の適用に関する経過措置）  
第九条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。